

# 京丹後市地球温暖化対策実行計画

( 中 間 案 )



平成 17 年 1 2 月



京丹後市



- 目 次 -

第1章	実行計画策定の背景	1
第1節	地球温暖化問題とは	1
第2節	計画策定の経緯	3
第2章	基本的事項	5
第1節	計画の目的	5
第2節	計画の期間	5
第3節	計画の範囲	5
第4節	対象とする温室効果ガス	8
第5節	温室効果ガス排出量の算定方法	9
第3章	京丹後市の概況	10
第1節	自然的条件	10
第2節	社会的条件	12
第4章	温室効果ガスの排出状況	14
第1節	市役所全体の温室効果ガス排出量	14
第2節	施設区別の排出量	15
第3節	所管部局別の排出量	16
第4節	要因別の排出量	17
第5節	排出量の将来推計	18
第5章	計画目標の設定	19
第1節	目標設定の考え方	19
第2節	取組項目別の目標	21
第3節	温室効果ガス総排出量の削減目標	22
第6章	具体的な取組活動	23
第1節	取組活動の体系	23
第2節	電気使用量の削減に関する取組	24
第3節	燃料使用量の削減に関する取組	25
第4節	公用車の適正使用に関する取組	25
第5節	グリーン購入の推進に関する取組	26
第6節	水使用量の削減に関する取組	26

第7節	紙製品・事務用品に関する取組 .....	27
第8節	廃棄物の発生抑制・リサイクルに関する取組 .....	27
第9節	緑化に関する取組 .....	28
<b>第7章</b>	<b>計画の推進 .....</b>	<b>29</b>
第1節	計画推進の考え方 .....	29
第2節	推進体制 .....	30
第3節	職員に対する研修等 .....	31
第4節	点検・評価・見直し .....	31
第5節	公表 .....	32
資料1	京丹後市地球温暖化対策推進本部設置規程 .....	資料 - 1
資料2	現状の温室効果ガス排出量（対象施設等別の一覧） .....	資料 - 4
資料3	計画目標値の考え方 .....	資料 - 10
資料4	グリーン購入の際に参考となる環境ラベル .....	資料 - 13

# 第1章 実行計画策定の背景

## 第1節 地球温暖化問題とは

### (1) 地球を取り囲む温室効果ガス

地球は太陽から降り注ぐエネルギーによって温められる一方で、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。また、地球の表面は大気によって覆われており、大気に含まれる二酸化炭素は地表面からの放射エネルギーを吸収し、地表面に対して再放射しています。

地球の平均気温は摂氏 15 程度とされていますが、生物や人類の生存を可能にするこの気温を保つ上で、大気中に含まれる二酸化炭素が大きな役割を演じています。地球表面に二酸化炭素が存在しなければ、地球表面は平均気温が氷点下の世界になります。しかし、実際には二酸化炭素が大気中に含まれており、二酸化炭素には熱吸収と再放射の働きがあるため、地表面が必要以上に冷却されるのを防いでいます。このとき、二酸化炭素はちょうど温室のような役目を果たしているため、こうした特性を持つ気体のことを『温室効果ガス』と呼んでいます。

### (2) 温室効果ガス排出量の増加と地球温暖化現象の顕在化

太陽光の入射、地球から宇宙空間への放射、大気（二酸化炭素）による温室効果、これらの絶妙なバランスによって、地球の平均気温は 15 程度に保たれてきました。

ところが、18 世紀の産業革命以降、石炭や石油といった化石燃料の燃焼や大規模な森林伐採が行われるようになり、大気中の二酸化炭素濃度が急激に増加しました。また、強力な温室効果を持つメタンやフロンといった人工の化学物質も大気中に大量に放出されるようになりました。こうした人間活動による影響の増大のため、大気による温室効果は必要以上のものとなり、地球の平均気温が上昇し始めました。これが『地球温暖化』現象です。

これからも人類が同じような活動を続けた場合には、21 世紀末には大気中の二酸化炭素濃度が現在の 2 倍以上になり、地球の平均気温は 1.4 ~ 5.8 程度上昇すると予測されています。

### (3) 地球温暖化の影響

地球の平均気温が上昇する結果、気候の変化や海面の上昇が起こり、人類の生存基盤に関わる深刻な影響が引き起こされることが懸念されています。

特に近年に見られるような温室効果ガス排出量の急激な増加が続けば、気候の安定を支える大気や海洋の大循環システムを大きく変える可能性もあり、現時点の科学では予想しえないような現象が引き起こされるかもしれません。「手遅れ」になる前に、今できる取組を行っていくことが肝要であると言えます。

#### 我が国における地球温暖化の影響

##### 自然生態系への影響

###### (自然生態系)

- ・ 森林：植生の分布が南方系のものに変化したり、一部の種が絶滅する。
- ・ 草地：自然草原の分布や種が変わる。
- ・ 湿地：乾燥化で狭くなったり、なくなったりする。
- ・ 生物多様性：高山や孤立した地域の種が絶滅する。

###### (沿岸域)

- ・ 水没したり、浸食される面積が増える。
- ・ 1mの海面上昇で90%の砂浜がなくなる。

###### (水資源)

- ・ 雨の量が増える。
- ・ 川の流量が大きく変わる。

##### 人間社会への影響

###### (農林水産業)

- ・ 農業：コメの収穫量は北日本では増え、西日本では減る。
- ・ 林業：樹木の種や量が変わり、被害を受ける。
- ・ 水産業：サケなどの生息域の南限が北上する。

###### (産業やエネルギー)

- ・ 沿岸域などの観光資源が被害を受ける。
- ・ エネルギーの需要が増える。

###### (国土の保全)

- ・ 高潮や台風の被害が増える。

###### (健康)

- ・ 日射病などの熱中症が増える。

出典) 環境省：STOP THE 温暖化 2005

---

## 第2節 計画策定の経緯

---

### (1) 地球温暖化対策に関する国内外の動向

環境問題が国際的な舞台で本格的に議論されたのは、1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議が最初であると言われており、このころより環境保全に対する世界的な関心が高まってきました。その後の1992年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットで『気候変動枠組条約』が採択され、このことが地球温暖化に関するその後の国際的な取組において、大きな契機となりました。

1997年、京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、気候変動枠組条約の目標を達成するための第一歩として、先進国の温室効果ガスの削減を定めた『京都議定書』が採択されました。同議定書により、我が国は、2008年から2012年までの第一約束期間において、温室効果ガス排出量を1990年の水準から少なくとも6%削減する義務が課せられました。その後、2005年2月に京都議定書は発効し、国際的な法的拘束力を有する枠組みの中で、我が国も待ったなしの温暖化対策が迫られることとなりました。

日本国政府は、京都議定書の発効を受け、従前の『地球温暖化対策推進大綱』に代わり、平成17年4月に『京都議定書目標達成計画』を定め、国をあげて地球温暖化対策の取組が始められたところであります。

我が国の地球温暖化対策に関して各主体の役割等を定めた『地球温暖化対策の推進に関する法律』(以下、地球温暖化対策推進法)においては、地方公共団体に対して、“事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定する”ことを義務として定めています。それに従い、全国の地方公共団体等\*において同計画を策定し、温室効果ガスの排出削減のための各種取組が進められているところです。

### (2) 京丹後市における地球温暖化対策

平成16年4月、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の旧6町が合併し、新たに誕生した京丹後市では、市政の大きな柱の一つとして環境保全を掲げ、地球温暖化対策

---

\* 平成17年4月1日現在、全47都道府県、890市町村、および359組合において策定済み(環境省調べ)

## 第1章 実行計画策定の背景

事業として、新エネルギーの普及促進を目的とする「京都エコエネルギープロジェクト」および「うみかぜ風力エネルギー普及モデル事業」、省エネによる温室効果ガスの排出量削減を目的とする「エコドライブ普及啓発事業」などに積極的に取り組んできているところです。

このような背景に基づき『京丹後市地球温暖化対策実行計画』をここに定め、本市における地球温暖化対策の一環として、市役所での事務・事業に起因する温室効果ガスの排出削減について、すべての市職員により取組活動を実践していくこととします。

## 第2章 基本的事項

---

### 第1節 計画の目的

---

本計画の目的は、地球温暖化対策推進法第21条にもとづき、京丹後市のすべての事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることとします。

---

### 第2節 計画の期間

---

本計画の期間は、平成16年度を基準年度として、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標等は、基準年度である平成16年度における排出量や排出抑制活動の取組状況をもとに設定するものとします。

---

### 第3節 計画の範囲

---

環境省「実行計画策定マニュアル」によると、地球温暖化対策実行計画の対象とする事務事業の範囲については、地方自治法に定められたすべての事務および事業とされています。

よって、すべての組織・施設を計画対象とすることが基本となりますが、計画を推進するにあたってエネルギーや資源の利用について市の権限がおよばない施設や委託事業および状況把握が困難な施設等に係る事務・事業については、計画対象から除外することとします。

## 第2章 基本的事項

### 計画対象施設

施設分類	施設区分	対象施設
庁舎	庁舎	峰山庁舎、峰山総合福祉センター、大宮庁舎、網野庁舎、丹後庁舎、弥栄庁舎、久美浜庁舎、旧久美浜役場庁舎、消防署、網野消防分署、久美浜消防分署、竹野川分遣所
社会・文化施設	集会所、公民館、社会教育施設、図書館、資料館	総合営農指導拠点施設アグリセンター大宮、久美浜公会堂、峰山地域公民館、丹後地域公民館、弥栄地域公民館、久美浜地域公民館、いさなご工房、マスターズビレッジ、たちばな会館、丹後自然体験学習施設、紅葉ヶ丘運動場、峰山練成道場、いさなごコート、大宮社会体育館、網野体育センター、丹後社会体育館、豊栄山村広場、弥栄総合運動公園、久美浜中央運動公園、京丹後市網野グラウンド、琴引浜鳴き砂文化館、網野郷土資料館、丹後古代の里資料館
商工・観光施設	農林水交流施設、商工施設、観光施設	峰山織物センター、浅茂川温泉静の里、丹後農村景観活動交流施設、丹後半島森林公園、スイス村スキー場、弥栄あしぎぬ温泉、弥栄あしぎぬ温泉いこいの家、山内陶芸作業棟、久美浜豪商「稲葉本家」、峰山林業総合センター、網野山村体験交流センター
保健・医療・福祉施設	保健・福祉施設、病院・診療所、保育所	大宮保健センター、網野保健センター、網野高齢者すこやかセンター、網野社会参加交流ハウス、浜詰ふれあいセンター、網野栄養支援センター、網野健康福祉センター、丹後保健センター、弥栄保健福祉センター、久美浜保健センター、久美浜町佐濃サービスセンター、峰山保育所、吉原保育所、五箇保育所、長岡保育所、新山保育所、丹波保育所、口大野保育所、大宮南保育所、河辺保育所、善王寺保育所、網野保育所、網野みなみ保育所、浅茂川保育所、島津保育所、たちばな保育所、間人保育所、豊栄保育所、下宇川保育所、上宇川保育所、和田野保育所、和田野保育所野間分園、鳥取保育所、黒部保育所、溝谷保育所、吉野保育所、久美浜保育所、こうりゅう保育所、湊保育所、神野保育所、田村保育所、京丹後市国民健康保険直営五十河診療所、京丹後市国民健康保険直営大宮診療所、国民健康保険直営間人診療所、国民健康保険直営野間診療所、国民健康保険直営佐濃診療所、弥栄病院、久美浜病院
教育施設	学校・幼稚園	峰山小学校、吉原小学校、五箇小学校、新山小学校、丹波小学校、長岡小学校、大宮第一小学校、大宮第二小学校、大宮第三小学校、網野北小学校、網野南小学校、島津小学校、三津小学校、郷小学校、橘小学校、間人小学校、豊栄小学校、竹野小学校、宇川小学校、吉野小学校、溝谷小学校、鳥取小学校、黒部小学校、野間小学校、久美浜小学校、川上小学校、海部小学校、佐濃小学校、田村小学校、神野小学校、湊小学校、峰山中学校、大宮中学校、網野中学校、橘中学校、間人中学校、宇川中学校、弥栄中学校、久美浜中学校、高龍中学校、峰山幼稚園、網野幼稚園、網野学校給食センター
衛生施設	衛生施設	鳥取車庫（リサイクルセンター）、峰山クリーンセンター、峰山最終処分場（第2期分）、大宮最終処分場、網野最終処分場、網野最終処分場湧水処理施設、久美浜最終処分場、網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター、網野火葬場、久美浜火葬場、竹野川斎場、堀川浄化施設
上下水施設	上下水施設	水道事業、簡易水道事業、公共下水道、集落排水事業
その他	消防・防災施設、防犯灯、交通施設、公園	防犯・交通安全灯、千歳駐車場、杉ノ木駐車場、上近江駐車場、峰山小学校前駐車場、峰山駅前駐車場、峰山駅前駐輪場、峰山駅、丹後大宮駅、網野駅、木津温泉駅、久美浜駅、丹後神野駅、離湖公園、小町公園
公用車	-----	公用車・市営バス

## 計画除外施設

除外要件	除外施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設で行う事業の実施または施設の管理を委託している、当該施設の水光熱費を市が直接に支出不ない施設</li> </ul>	大宮福祉会館、丹後松風苑、水産加工センター、マリンプラザ、島津・小浜勤労者と子どものセンター、弥栄機業センター、てんきてんき村委託事業施設、公園緑化事業団委託事業施設、天女の里、かぶと山公園、風蘭の館、奥山自然たいけん公園ほか
<ul style="list-style-type: none"> <li>他に貸与することを設置目的とする施設等</li> </ul>	市営住宅、貸付住宅、職員住宅、共同作業所、商工観光及び農林水産事業者への貸与施設、その他の無償貸与目的施設 ( 宿泊施設等利用料を徴する施設を除く )
<ul style="list-style-type: none"> <li>実態として使用方法等について市以外の者が管理している施設等。</li> </ul>	地区公民館、集会所、公衆便所、海水浴場シャワー、あじわいの郷施設、消防車庫・倉庫
<ul style="list-style-type: none"> <li>休眠施設、エネルギー・資源利用がない施設等</li> </ul>	倉庫、廃止済み保育所等(他に転用済み施設を除く)、公園(小規模)、未利用施設等

## 計画除外事業

除外事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事、設計、調査、計画策定等の委託事業(受託者に対しては、必要な措置を要請していきます)</li> <li>清掃、警備、健診、研修等の役務の提供に関する委託事業</li> <li>検査、点検、保守、電算システムの改良など、設備や装置等の機能管理に関する委託事業</li> <li>弥栄市営バス運行事業(久美浜市営バス・総務課バスは燃料費市支出につき対象とします)</li> <li>除雪対策事業(ただし直営分は対象とします)</li> <li>浄化槽整備事業</li> </ul>

## 第4節 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条3項で定められる6種類の物質のうち、本市での排出実態が無いと考えられるパーフルオロカーボン類（PFC）と6ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）を除いた次の4種類の物質を対象とします。

### 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

#### 人為的な発生源

産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい

#### 主な削減対策

エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど

### メタン（CH<sub>4</sub>）

#### 人為的な発生源

稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るのが半分を占め、廃棄物の埋立からも2～3割を占める

#### 主な削減対策

飼料の改良、ふん尿の処理方法の改善、埋立量の削減など

### 一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）

#### 人為的な発生源

燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある

#### 主な削減対策

高温燃焼、触媒の改良など

### ハイドロフルオロカーボン（HFC）

#### 人為的な発生源

エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用

#### 主な削減対策

回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等

---

## 第5節 温室効果ガス排出量の算定方法

---

各温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令にもとづき、温室効果ガスを排出させる原因活動の種類ごとに、活動の量に活動量あたりに排出されるガスの量(排出係数)を乗じることにより求めることとします。

温室効果ガスの総排出量は、地球温暖化係数を用いて、各温室効果ガスの排出量を二酸化炭素排出量に換算して求めることとします。

$$\text{(各温室効果ガスの排出量)} = \{ \text{(各排出原因活動の活動量)} \times \text{(排出係数)} \}$$

$$\text{(温室効果ガスの総排出量)} = \{ \text{(各温室効果ガスの排出量)} \times \text{(地球温暖化係数)} \}$$

排出係数および地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定められた値を用います。

# 第3章 京丹後市の概況

## 第1節 自然的条件

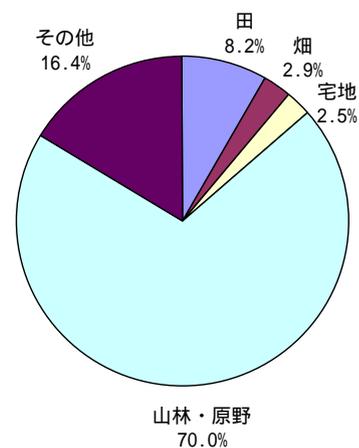
### (1) 位置・地勢

京丹後市は、平成16年4月に峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の6町が合併し、誕生しました。

本市は京都府の北西部に位置し、約500km<sup>2</sup>（東西に約35km、南北に約35km）の面積を有しています。土地利用の約70%は山林・原野であり、標高400～600mの山々が連なる山稜が広がっています。市域の中央部は盆地地形であり、北部には旧3町にまたがる複雑な形状の海岸線を成しています。



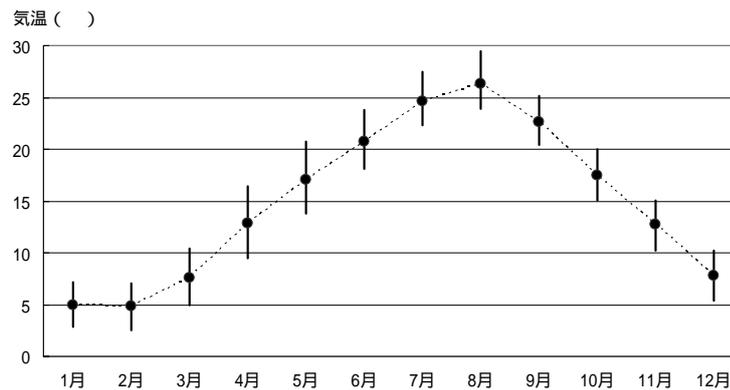
京丹後市の位置



土地利用の状況

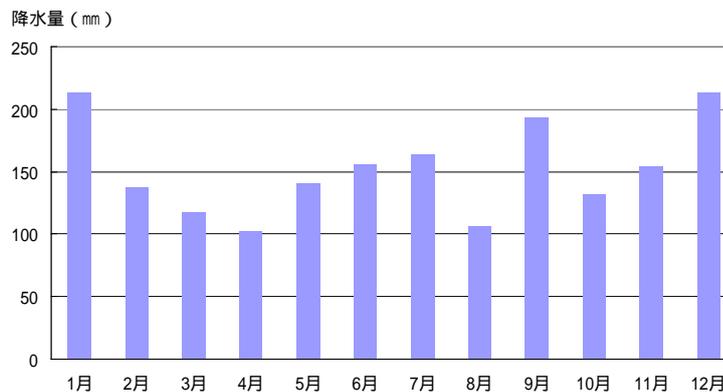
(2) 気候

本市の気候は、四季の変化に富んでいます。春は比較的晴天の日が多く、夏は暑い日が続きます。海岸部は海水浴客でにぎわいます。秋は「うらにし」と呼ばれるぐずついた天候が続きます。冬は山間部を中心に1m以上の積雪となり多くのスキー客が訪れます。



気温の状況 (月平均・月最高・月最低)

出典) 気象庁：アメダス (間人における 1972～2000 年の平均値)



降水量の状況

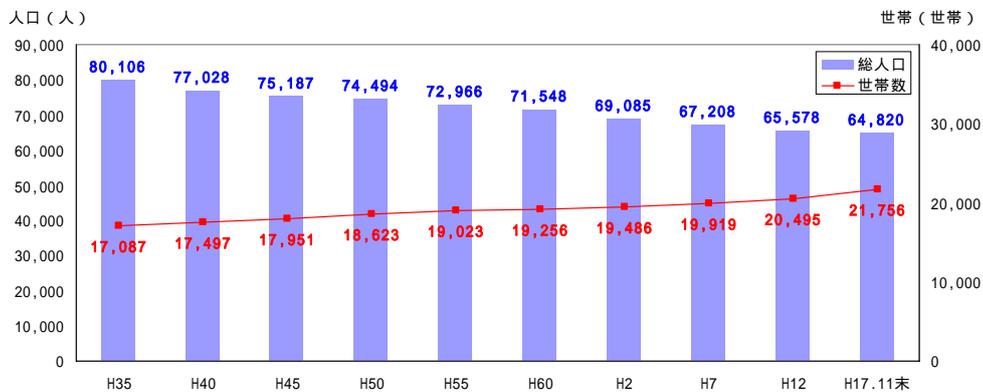
出典) 気象庁：アメダス (間人における 1972～2000 年の平均値)

## 第2節 社会的条件

### (1) 人口・世帯

本市の総人口は近年減少傾向にあり、平成17年11月現在で64,820人(：住民基本台帳)となっています。

これに対して世帯数は21,756世帯であり、人口とは反対に増加傾向を示しています。核家族化や単身者世帯の増加等により、世帯構成人員が低下していると言えます。



人口・世帯数の状況

出典) 国勢調査、H17.11末は住民基本台帳

### (2) 交通

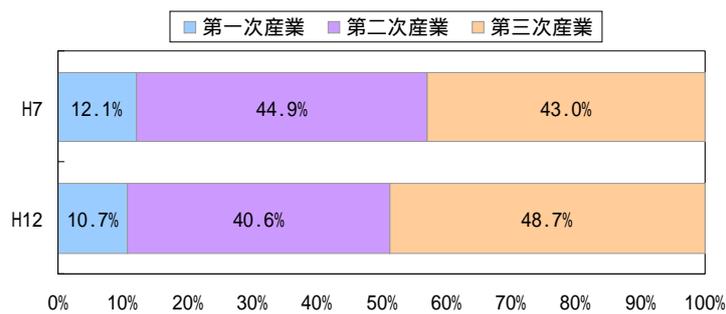
本市の主要幹線道路としては、国道178号、312号、482号が旧6町を環状に結び、これを補完する形で主要地方道および府道が整備されています。広域道路としては、京都縦貫自動車道と連絡する鳥取豊岡宮津自動車道(宮津網野線)の整備が計画されていますが、現在のところ未整備です。

公共交通機関については、京阪神方面への主要なアクセス手段となっている北近畿タンゴ鉄道が整備されており、大宮町 - 峰山町 - 網野町 - 久美浜町の間を運行しています。近年は、モータリゼーションの進展等により鉄道の利用者が減少傾向にあります。

## (3) 産業

本市の産業構造については、第三次産業の就業者数が増加傾向にあり、第一次産業および第二次産業が減少傾向となっています。

平成12年には第三次産業の就業者数が第二次産業を上回り、卸売・小売業・飲食店やサービス業をはじめとする第三次産業が本市にとっての産業の中心となりつつあります。



産業別就業者数の推移

出典) 国勢調査

# 第4章 温室効果ガスの排出状況

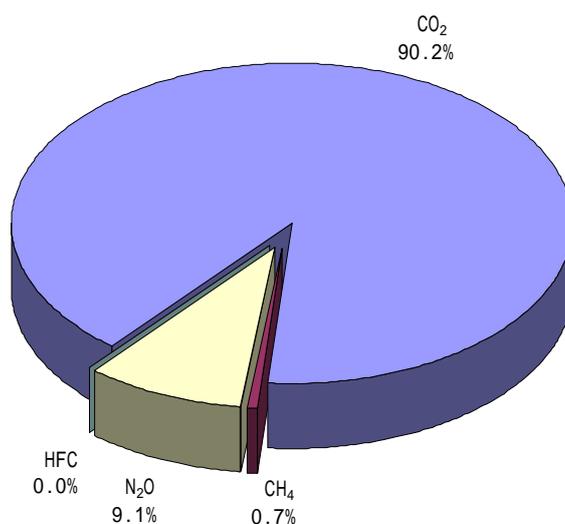
## 第1節 市役所全体の温室効果ガス排出量

本市における計画基準年度（平成16年度）の温室効果ガスの総排出量は、各ガスの温暖化係数を用いた二酸化炭素換算で表すと、27,278 t-CO<sub>2</sub>となります。

温室効果ガスの種類別で見ると、二酸化炭素が全体の90%ほどを占めています。ほかは、一酸化二窒素が9%ほどであり、メタンとハイドロフルオロカーボンの排出量はわずかです。

京丹後市役所における現況の温室効果ガス排出量

温室効果ガス	排出量 (kg/年)	温暖化係数 (-)	換算後排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	排出割合 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	24,604,230.40	1	24,604.20	90
メタン (CH <sub>4</sub> )	8,798.20	21	184.8	0.7
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	8,014.90	310	2,484.60	9.3
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	3.7	1,300	4.8	0
計	-	-	27,278	100



温室効果ガス別の排出構造

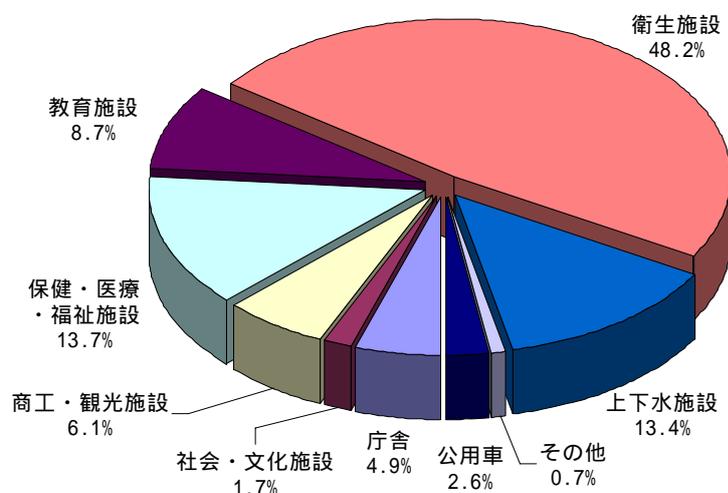
## 第2節 施設区別の排出量

施設区別に見ると、ごみ焼却場やし尿処理場を有する衛生施設からの排出量が最も多く、市全体の約半分となっています。衛生施設と次に多い上下水施設を合わせると、市全体の排出量の62%ほどを占めるものとなっています。大規模な病院施設を含む保健・医療・福祉施設からの排出も多く、市全体の14%ほどとなっています。ほかに、し尿処理場では一酸化二窒素の排出が多いことなどが分かります。

単一の施設からの排出としては、廃プラスチックを含む一般廃棄物の焼却事業を営むクリーンセンターからの排出が群を抜いています。

施設分類別の排出量 (t-CO<sub>2</sub>)

施設分類	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC	計	割合
庁舎	1,321	5	3		1,329	4.9%
社会・文化施設	462	0	1		462	1.7%
商工・観光施設	1,669	0	0		1,670	6.1%
保健・医療・福祉施設	3,640	18	91		3,749	13.7%
教育施設	2,192	71	108		2,372	8.7%
衛生施設	10,919	60	2,181		13,160	48.2%
上下水施設	3,533	30	80		3,643	13.4%
その他	194	0	0		195	0.7%
公用車	674	1	19	5	699	2.6%
計	24,604	185	2,485	5	27,278	100.0%



施設区別の排出構造

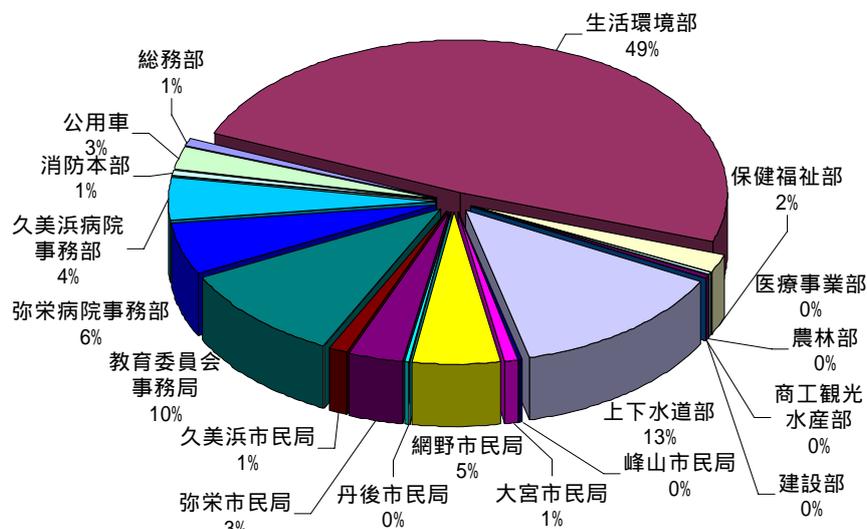
### 第3節 所管部局別の排出量

施設等を所管する部局別に見ると、ごみ焼却場やし尿処理場を所管する生活環境部からの排出量が最も多く、全体の半分ほどを占めるものとなっています。

ほかに、ポンプ設備や処理施設を保有する上下水道部、多くの学校・幼稚園を所管する教育委員会事務局、弥栄病院事務局及び久美浜病院事務局などが多くの温室効果ガスを排出する部局となっています。

所管部局別の排出量 (t-CO<sub>2</sub>)

所管部局	CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC	計	割合
総務部	256	1	1		258	0.9%
生活環境部	11,088	60	2,181		13,330	48.9%
保健福祉部	515	13	9		536	2.0%
医療事業部	43	0	0		43	0.2%
農林部	54	0	0		54	0.2%
商工観光水産部	12	0	0		12	0.0%
建設部	10	0	0		10	0.0%
上下水道部	3,533	30	80		3,643	13.4%
峰山市民局	95	0	0		95	0.3%
大宮市民局	216	1	1		218	0.8%
網野市民局	1,420	2	1		1,422	5.2%
丹後市民局	103	0	0		103	0.4%
弥栄市民局	919	0	0		919	3.4%
久美浜市民局	261	1	1		262	1.0%
教育委員会事務局	2,605	71	109		2,785	10.2%
弥栄病院事務局	1,475	4	72		1,552	5.7%
久美浜病院事務局	1,181	0	9		1,190	4.4%
消防本部	146	0	0		147	0.5%
公用車	674	1	19	5	699	2.6%
計					27,278	100.0%



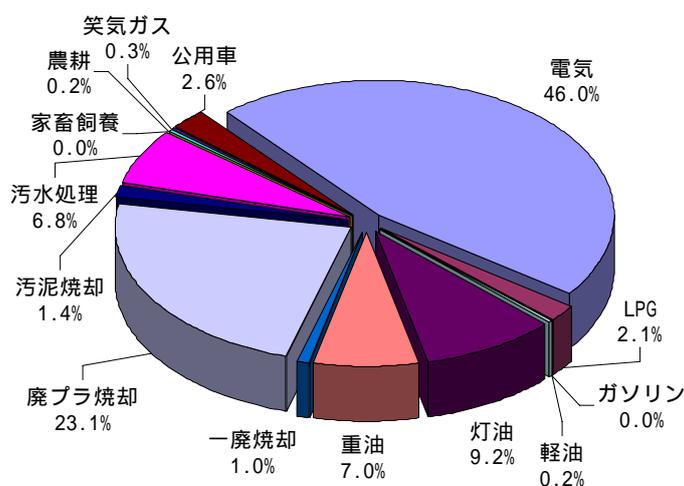
所管部局別の排出構造

## 第4節 要因別の排出量

温室効果ガスの排出要因別に見ると、電気使用による排出量が半分近くを占めており、ほかにごみ焼却場での廃棄プラスチックの焼却量、暖房用の灯油使用、下水処理やし尿処理における汚水処理量などからの排出が多いことが分かります。電気使用には日常の事務活動で使用されるもののほかに、衛生施設や上下水道施設などで大量に使用されるものも含まれています。

排出要因別・施設分類別の排出量 (t-CO<sub>2</sub>)

排出要因	庁舎	社会 ・文化 施設	商工 ・観光 施設	保健 ・医療 ・福祉施設	教育 施設	衛生 施設	上下水 施設	その他	公用車	計	割合
燃料-利用											
電気	1,104	352	738	2,099	1,270	3,280	3,529	184		12,555	46.0%
LPG	21	2	12	256	288	2	2	0		583	2.1%
ガソリン	0	0	5	0	0	0	0	0		5	0.0%
軽油	0	0	27	0	0	33	0	0		61	0.2%
灯油	158	35	876	406	638	393	2	11		2,518	9.2%
重油	38	74	11	884	0	896	0	0		1,903	7.0%
燃料-利用以外											
一廃焼却	0	0	0	0	0	286	0	0		286	1.0%
廃プラ焼却	0	0	0	0	0	6,315	0	0		6,315	23.1%
汚泥焼却	0	0	0	0	0	374	0	0		374	1.4%
汚水処理	7	0	0	29	118	1,582	110	0		1,847	6.8%
家畜飼養	0	0	0	0	1	0	0	0		1	0.0%
農耕	0	0	0	0	57	0	0	0		57	0.2%
笑気ガス	0	0	0	74	0	0	0	0		74	0.3%
公用車									699	699	2.6%
計	1,329	462	1,670	3,749	2,372	13,160	3,643	195	699	27,278	100.0%



要因別の排出構造

## 第5節 排出量の将来推計

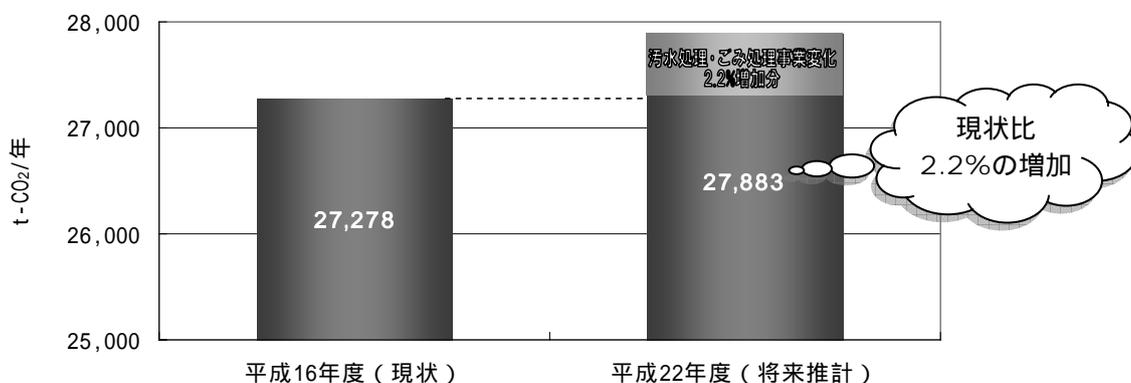
計画期間である平成18年度から平成22年度の間において、本市の温室効果ガス排出量が大きく変動する要因としては、汚水処理事業およびごみ処理事業の変化があげられます。汚水処理事業については、公共下水道および集落排水がそれぞれ拡大し、その反面、し尿処理対象量が減少することが見込まれます。一方、ごみ処理事業に関しては、一般廃棄物焼却量および廃プラスチック焼却量の減少が考えられます。現在、し尿処理施設にて焼却している下水汚泥については、下水道事業の拡大に伴い、発生量ならびに焼却量が増加することが予想されます。

汚水処理およびごみ処理事業の見通し

事業		平成22年度までの見通し（現状比）
汚水処理	公共下水道	終末処理量が約3.4倍に増加
	集落排水	終末処理量が約1.2倍に増加
	し尿処理	し尿処理量が0.85倍に減少
ごみ処理	ごみ処理	ごみ焼却量が0.91倍に減少
		廃プラスチック焼却量が0.85倍に減少

上記の条件をもとに、平成22年度における温室効果ガス排出量を推計すると27,883 t-CO<sub>2</sub>となり、現状（基準年度：平成16年度）よりも605 t-CO<sub>2</sub>ほど増加することが予想され、汚水処理・ごみ処理事業以外の事務・事業からの排出量を今のままに抑制しても、現状に対して約2.2%増加してしまうことになります。

したがって、温室効果ガス排出量の削減のためには、京丹后市役所におけるすべての事務・事業活動における一体的な取組を展開していく必要があると言えます。



温室効果ガス総排出量の将来推計

# 第5章 計画目標の設定

## 第1節 目標設定の考え方

### (1) 実現性を重視したボトムアップ方式による設定

計画対象施設等における全ての活動について将来の削減目標を検討し、それらを積み上げて京丹後市役所全体の削減目標値を設定するものとします。

### (2) 事業特性に応じた削減目標の設定

ごみ処理事業、病院事業、消防事業、学校等事業に代表される事業系活動は、市民への公共サービスの提供を前提とした活動であり、その事業特性は個々の事業によってさまざまに異なるものと考えられます。したがって、これら事業活動については、それぞれの事業特性を把握するとともに、事業担当課の意見を反映しながら削減目標を検討・設定するものとします。

### (3) 汚水処理事業の拡充に伴う影響に係る措置

今後、下水道事業の進展により、温室効果ガス排出量が大幅に増加することが予想されますが、これは利便性の向上と生活衛生の確保という市民サービスの一層の充実のためにはやむを得ないものと考えられます。しかし、この下水道等の汚水処理事業( )による大幅な増加要因を含んだ全体目標値を主たる目標値として設定することは、他の事務・事業に係る取組目標までもが低めにとらえられがちとなることが考えられます。

したがって、目標設定は、下水道事業などの汚水処理事業を除く市の活動範囲を対象とすることを基本目標として設定します。ただし、温室効果ガス排出削減のための取組は、市の全活動範囲を対象とするため、汚水処理事業も含めた全活動範囲に関する目標についてもあわせて設定することとします。

汚水処理事業：公共下水道、集落排水処理事業、し尿処理事業

(4) 現状の取組状況の反映

温室効果ガス排出削減に資する活動について現状の取組状況を把握し、それを反映することで、市職員の現状の意識や行動を考慮した削減目標の設定を行います。

(5) 取組効果の分析

省エネルギーに関する既存資料等をもとに、各取組による効果をできる限り定量的に分析することで、実現可能性に係る客観的な根拠とともに削減目標を設定するものとします。

## 第2節 取組項目別の目標

削減目標の設定に関する考え方をふまえ、排出削減方策とその取組程度について施設区分単位で検討を行った結果、取組項目別の削減目標を以下に示すとおり定めるものとします。

### 平成22年度までに京丹後市役所全体で達成すべき取組項目の目標

#### 電気使用量の削減

- 庁内や事業等で使用する電気を5.8%削減します

#### 燃料使用量の削減

- 庁内等での暖房用に使用する灯油を1.2%削減します
- 事業等で使用する灯油を11.8%削減します
- 給湯器やガスコンロに使用するLPGを7.5%削減します
- 事業等で使用するLPGを8.4%削減します
- 事業等で使用する重油類を8.5%削減します
- 事業等で使用する軽油を9.7%削減します
- 公用車燃料を4.6%削減します

#### 一般廃棄物の焼却量の抑制

- 一般廃棄物（ごみ）の焼却量を8.5%削減します
- うち、廃プラスチックの焼却量を15.1%削減します

上記の取組目標は、汚水処理事業を除く市役所業務の全対象範囲に適用されるものです

ただし、汚水処理事業も含めた取組目標は下記のとおりとします。

- 電気使用量の削減：
  - ・ 庁内や事業等で使用する電気を0.6%の増加にとどめます
- 汚泥焼却量の抑制：
  - ・ 浄化槽汚泥等の焼却量を19.1%削減します
  - ・ 下水汚泥の焼却量を78.5%の増加にとどめます

### 第3節 温室効果ガス総排出量の削減目標

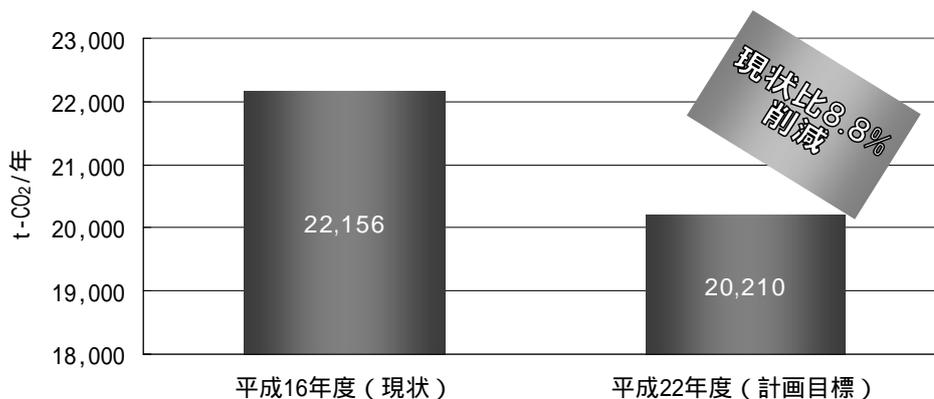
先に示した排出削減のための取組を確実に実行する結果、汚水処理を除く京丹後市役所全体の温室効果ガス総排出量は 20,210 t-CO<sub>2</sub> と推計されます。同現状（基準年度：平成 16 年度）の 22,156 t-CO<sub>2</sub> から 1,946 t-CO<sub>2</sub> 削減されることになり、これを削減率であらわすと 8.8% となります。ただし、市民生活の利便性向上と生活衛生の確保のため、今後の整備拡充が想定される汚水処理事業も含めた場合には、排出削減後の総排出量は 26,175 t-CO<sub>2</sub> となり、同現状の 27,278 t-CO<sub>2</sub> から 1,103 t-CO<sub>2</sub> 減の 4.0% 削減となります。

本計画における温室効果ガスの削減目標としては、現状比 8.8% 削減を基本としますが、汚水処理も含めた場合の 4.0% 削減についてもあわせて定めることとします。

#### 温室効果ガス総排出量の削減目標

平成 22 年度までに、京丹後市の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量を平成 16 年度比で 8.8% 以上削減することを目標とします

ただし、今後、市民生活の利便性向上と生活衛生の確保のために整備拡充が行われる汚水処理事業も含めた全活動においては、同 4.0% 以上削減することを目指します



図中の値は汚水処理を除く活動に伴う温室効果ガス排出量

#### 総排出量の削減目標

## 第6章 具体的な取組活動

### 第1節 取組活動の体系

京丹後市役所で行うすべての事務・事業活動において、温室効果ガスの排出削減のための取組活動を実行します

#### 京丹後市役所の温室効果ガス削減に資する取組

電気使用量の削減に関する取組

燃料使用量の削減に関する取組

公用車の適正使用に関する取組

グリーン購入の推進に関する取組

#### 社会全体の温室効果ガス削減に資する取組

グリーン購入の推進に関する取組

水使用量の削減に関する取組

紙製品・事務用品に関する取組

廃棄物の発生抑制・リサイクルに関する取組

緑化に関する取組

---

## 第2節 電気使用量の削減に関する取組

---

### (照明機器)

- ・ 昼休みは、窓口業務など一部を除き、一斉に消灯します。
- ・ 始業前および夜間残業時は、不要な照明の部分消灯を徹底します。
- ・ トイレ、廊下、階段などでは、特別な支障が無い限り、日中の点灯を控えます。
- ・ 照明点灯箇所の削減や定期的な清掃など、照明機器管理を徹底します。
- ・ 新たな公共施設整備の際は、自然光をできる限り採り入れる工夫や自然エネルギーの導入に努めます。

### (OA 機器)

- ・ パソコンは省電力モードに設定し、長時間席を離れる際は電源を切ることを徹底します。
- ・ コピー機やその他 OA 機器は節電・待機モードの設定を徹底します。

### (空調機器)

- ・ 室内温度を夏季 28 以上、冬季 19 以下に抑えるよう、空調管理に努めます。
- ・ 職員は必要に応じて、夏季は軽装(クールビズ:ノーネクタイや半袖シャツ)、冬季は重ね着(ウォームビズ)をするなどして空調温度の適温励行に努めます。
- ・ 空調使用抑制、吹き出し口の開放、使用時間の抑制など、空調使用の適正管理を図ります。
- ・ ブラインドやカーテンをうまく活用し、空調負荷の低減を徹底します。

### (その他)

- ・ 週に一日のノー残業デーは、速やかに定時退庁します。
- ・ 退庁時や長期不在時は、できる限り機器の主電源を切り、待機電力消費の削減を図ります。
- ・ 階段の使用を心掛け、エレベータの使用を控えます。
- ・ 電気使用の実態の把握に努めます。
- ・ 太陽光発電、風力発電、生ごみのバイオガス発電など、温暖化対策に寄与する分散型電源の研究・実証を行います。
- ・ 効果的な省エネ方策として、ESCO 診断や ESCO 事業の検討を行います。

---

### 第3節 燃料使用量の削減に関する取組

---

- ・ ガスコンロや湯沸器の使用の際は、沸かし過ぎや適切な給湯温度の設定に留意し、使用後は止栓します。
- ・ 過熱防止やグリル機能の活用を図ります。
- ・ 調理器具の大型化、使用前の余分な水分のふき取りを行います。
- ・ 不在時や不要部屋での暖房器具の使用を抑制します。
- ・ 需要に見合った運転や熱損失の防止など、ボイラー等運転の適正管理を行います。
- ・ 暖房温度は19℃の設定に努めます。
- ・ 場内重機の定期的な清掃と点検を徹底します。
- ・ 利用器具を重油用から灯油用に変えるなど、より温室効果ガス排出量の低い燃料への転換について検討します。

---

### 第4節 公用車の適正使用に関する取組

---

- ・ 暖機運転の抑制、アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制などを通じた経済運転（エコドライブ）の徹底を図ります。
- ・ 燃費の優れた公用車、排出ガスの少ない公用車を優先的に利用します。
- ・ 庁舎間の定期便の利用を励行します。
- ・ 出張や移動の際は、できる限り相乗りに努めます。
- ・ タイヤ空気圧など、公用車の定期的な整備・点検を徹底します。
- ・ 公用車利用の際は、あらかじめ地図等で走行ルートを確認するなど、無駄な走行を控えます。
- ・ 公用車の適正な配置を検討します。

---

## 第5節 グリーン購入の推進に関する取組

---

- ・ 照明機器導入に際しては、人感センサやインバータ制御機器など省エネルギー型の照明機器の導入に努めます。
- ・ OA製品の更新・購入の際は、国際エネルギースターロゴの付いた製品を選定します。
- ・ 電気機器導入の際は、適正規模を検討するとともに、省エネ基準を満たしたものを選定します。
- ・ 燃料消費効率の優れた機器や設備の導入に努めます。
- ・ 低公害車や高燃費車など、環境に配慮した車輛の導入に努めます。
- ・ コピー用紙やOA用紙は古紙配合率100%、白色度70%以下の用紙を購入します。
- ・ トイレトーパーは古紙配合率100%の製品を購入します。
- ・ 事務用品は環境ラベリング商品を積極的に購入します。
- ・ ノートやフラットファイルなど事務用品については、再生紙が使用されている製品の購入に努めます。
- ・ 間伐材や未利用繊維等から作られた紙製品の購入に努めます。
- ・ 名刺や報告書、広報誌等の印刷物の発注にあたっては、古紙配合率の高い用紙を指定します。

---

## 第6節 水使用量の削減に関する取組

---

- ・ 日常的な節水を励行します。
- ・ 水漏れ点検を徹底します。
- ・ 洗車回数の削減やバケツ利用などにより、公用車の洗車方法を改善します。
- ・ 節水こまや自動水栓など、公共施設への節水器具の導入を検討します。
- ・ 節水フラッシュバルブや流水音発生装置の導入により、トイレ用水量の調節を行います。
- ・ 雨水や中水のトイレ洗浄水などへの利用を検討します。

---

## 第7節 紙製品・事務用品に関する取組

---

- ・ 両面、裏面、縮小コピー等コピー機の機能活用やミスコピーの防止に努めます。
- ・ 電子メール、庁内 LAN などの活用により、ペーパーレス化を図ります。
- ・ 会議では OHP などを活用し、印刷資料をできる限り低減します。
- ・ ペーパータオル等使い捨て製品の使用を自粛します。
- ・ 封筒の再使用に努めます。
- ・ 機密文書を除く使用済み用紙は、分別を徹底し、リサイクルに努めます。

---

## 第8節 廃棄物の発生抑制・リサイクルに関する取組

---

### (発生抑制)

- ・ 製品等の購入の際は、簡易包装製品、詰め替え可能製品、再利用が可能な製品など、廃棄物の発生抑制に資する製品の購入に努めます。
- ・ 使い捨て製品の使用を控えます。
- ・ 物品等の長期使用を行います。
- ・ 用紙類の廃棄量を減量します。
- ・ 調理や学校給食等での生ごみの減量に努めます。
- ・ 一般廃棄物の減量化を推進します。
- ・ 下水汚泥の減量化について検討します。

### (リサイクル)

- ・ 資源回収ボックス等の設置により、用紙類の分別回収を徹底します。
- ・ リサイクルトナーカートリッジの使用を励行し、使用後は回収を徹底します。
- ・ 一般廃棄物のリサイクルを推進します。
- ・ 下水汚泥の再資源化について検討します。

(公共事業における発生抑制・リサイクル)

- ・ 建設副産物の発生を抑制する工法や資材の採用に努めます。
- ・ 再生砕石や廃木材など、再生資材の工事への利活用に努めます。
- ・ 工事で発生する建設副産物の分別回収や再資源化に努めます。
- ・ 関係者間の情報交換や調整を図り、建設副産物の工事間利用に努めます。
- ・ 合板型枠の合理的利用や鋼板等の型枠使用、プレキャストコンクリート化など型枠を使用しない工法の採用など、環境負荷の少ない型枠利用に努めます。

---

## 第9節 緑化に関する取組

---

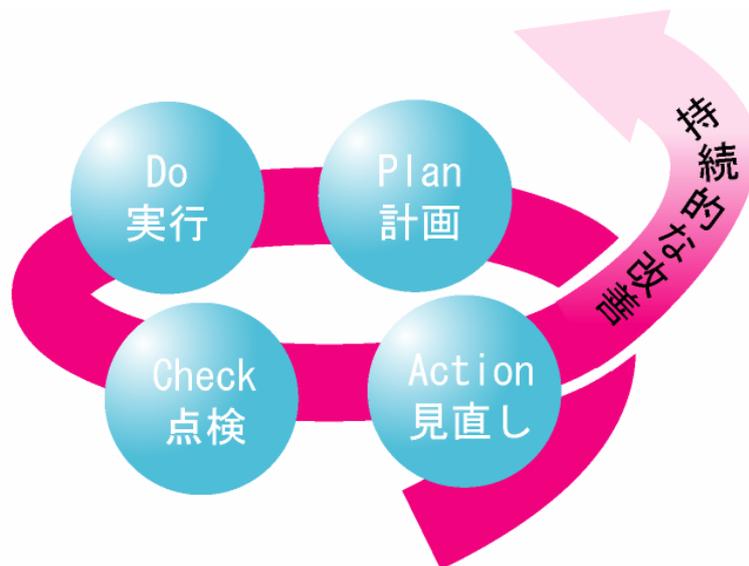
- ・ 公共施設を新築する場合は、敷地内や周辺への緑化に努めます。
- ・ 庁舎等への屋上緑化や壁面緑化を検討します。

# 第7章 計画の推進

## 第1節 計画推進の考え方

京丹後市役所における地球温暖化対策は、PDCA（P：計画、D：実行、C：点検、A：見直し）のサイクルに基づき実施します。

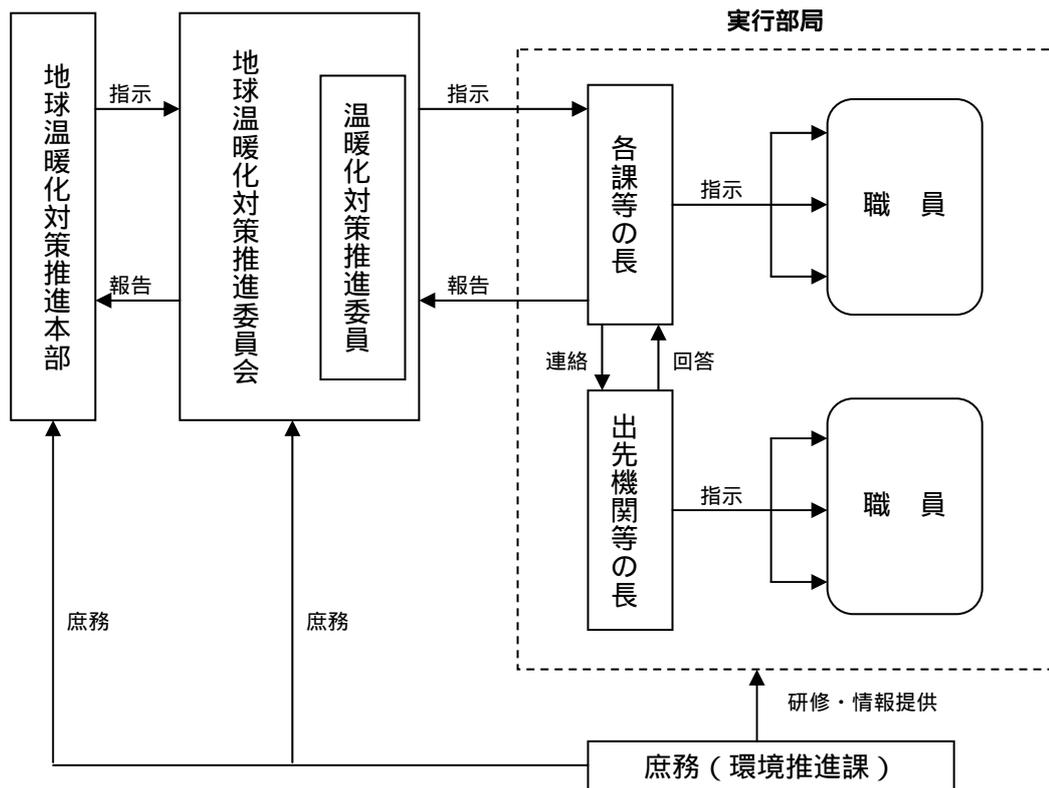
計画期間は平成18年度から平成22年度までの5年間ですが、期間中の毎年度、計画実施状況を点検・評価するとともに、取組項目や目標等を柔軟に見直すことによって、京丹後市役所における地球温暖化対策の持続的な改善を図ります。



- P lan : 京丹後市地球温暖化対策実行計画の策定
- D o : 計画の実践（温室効果ガス排出削減の取組）
- C heck : 計画実施状況の点検・評価
- A ction : 取組項目・目標等の見直し、計画の改善

## 第2節 推進体制

本計画を効果的かつ継続的に推進するため、京丹後市地球温暖化対策推進本部設置規定に基づき、以下の体制を整備します。



組織	主な役割
地球温暖化対策推進本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に関する最終決定</li> <li>計画の推進</li> <li>実施状況の点検・評価・公表</li> <li>計画の見直し</li> <li>改善指示</li> </ul>
地球温暖化対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の推進</li> <li>実施状況の調査</li> <li>点検・評価に関する検討</li> <li>計画見直しに関する検討</li> </ul>
各課等の長・出先機関の長・全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出削減取組の実践</li> <li>計画内容の周知徹底</li> <li>各種調査の実施・報告</li> </ul>
庶務 (環境推進課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進本部及び推進委員会の庶務全般</li> <li>職員等への情報提供、研修の実施、啓蒙活動</li> </ul>

---

### 第3節 職員に対する研修等

---

京丹後市地球温暖化対策実行計画と排出削減のための取組活動の周知徹底のため、本市の全職員を対象とした研修会を開催します。

また、庶務は温暖化対策に資する取組や関連情報を提供します。

---

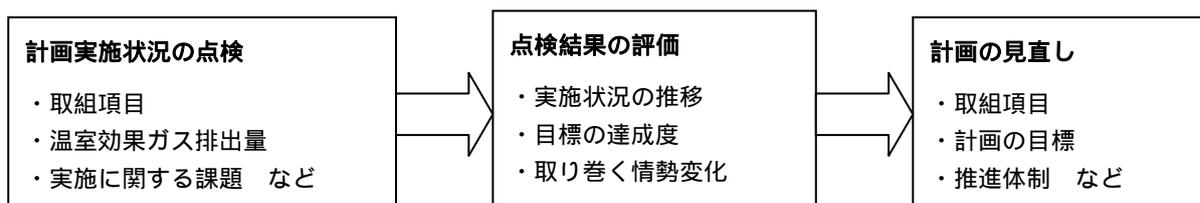
### 第4節 点検・評価・見直し

---

計画の実施状況等について、計画運用マニュアルに従い点検・評価し、必要に応じて見直しを行います。

具体的には、毎年度、前年度を対象とした取組項目の実施状況や温室効果ガスの排出量を調査します。そして、計画の実施状況を集計するとともに、各職場における実施に伴う問題、課題、計画の改善提案などを調査・整理し、推進本部に報告します。

推進本部は、点検の結果及び実施上の諸問題の整理をふまえ、計画の実施状況を評価し、必要に応じて計画見直しを行います。



## 第5節 公表

本計画の内容や実施状況等については、地球温暖化推進法第21条において公表することが義務づけられています。

公表を通じて、市職員の自覚と責任感を促すとともに、市民の市役所に対する信頼感を高め、市民や事業者による温暖化対策のための取組が促進されることが期待されます。

### 公表の内容・方法

	内 容	方 法
策定時	実行計画の内容	市のホームページ 広報「きょうたんご」
実行時	取組の実施状況 全市及び部局別の目標達成状況 温室効果ガスの総排出量 計画見直しに関する事項 など	 

---

---

# 資料編

---

---



## 資料 1 京丹後市地球温暖化対策推進本部設置規程

京丹後市訓令第 1 1 号

庁中一般  
各 機 関

京丹後市地球温暖化対策推進本部設置規程を次のように定める。

平成 1 7 年 7 月 8 日

京丹後市長 中 山 泰

## 京丹後市地球温暖化対策推進本部設置規程

## (設置)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号）第 2 1 条の規定に基づき、京丹後市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、効果的かつ継続的に実行計画を推進するため、京丹後市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 推進本部は、実行計画の策定又は変更及び実施のため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が行う事務又は事業に係る地球温暖化対策について、調査又は検討を行うこと。
- (2) 第 5 条に規定する地球温暖化対策推進委員会が立案した実行計画案を審査し、その最終案の決定を行うこと。
- (3) 実行計画に基づく実施状況等について、地球温暖化対策推進委員会から報告を受け、その実施に関し必要な措置を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実行計画の策定又は変更及び実施に関し必要な審議を行うこと。

## (組織及び職務)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長、副本部長及び本部員は、それぞれ別表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。

## (会議)

第 4 条 本部長は、推進本部の会議を招集し、及び議事を進行する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を会議に出席させ、及び説明又は意見を聴くことができる。

## (地球温暖化対策推進委員会の設置)

第 5 条 実行計画を具体的に策定又は変更し、及び機動的に実施するため、推進本部に地球温暖化対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 市が行う事務又は事業に係る地球温暖化対策について、その目標の設定、運用点検システムの検討その他の具体的な調査又は検討を行うこと。
  - (2) 推進本部の指示に基づき、実行計画案又は変更案を策定し、及び実行計画の実施を総括すること。
  - (3) 実行計画の実施状況を取りまとめ、その結果を推進本部に報告すること。
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか推進本部が指示する事項を処理すること。
- 3 推進委員会の構成員（以下「委員」という。）は、課又は室の長（以下「課長」という。）又は課長補佐の中から本部長が指名する。この場合において、必要があると本部長が認め

る場合は、その他の職員を指名することができる。

4 推進委員会に委員長を置く。

5 委員長は、本部長が指定する。

6 委員長は、会議を招集し、及び議事を進行するほか、推進委員会を総括する。

(専門部会の設置)

第6条 本部長は、所掌事項のうち詳細に検討すべき課題(以下「検討課題」という。)について専門的に調査又は協議する必要があると認めるときは、推進委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、当該検討課題に関連する職務に従事する委員をもって組織する。

(庶務)

第7条 推進本部、推進委員会及び専門部会の庶務は、生活環境部環境推進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月8日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長、本部員等	職名
本部長	市長
副本部長	助役
〃	収入役
〃	教育長
本部員	企画政策部長
〃	総務部長
〃	生活環境部長
〃	保健福祉部長
〃	医療事業部長
〃	農林部長
〃	商工観光水産部長
〃	建設部長
〃	上下水道部長
〃	教育次長
〃	議会事務局長
〃	監査委員事務局長
〃	消防長
〃	峰山市民局長
〃	大宮市民局長
〃	網野市民局長
〃	丹後市民局長
〃	弥栄市民局長
〃	久美浜市民局長

## 資料2 現状の温室効果ガス排出量（対象施設等別の一覧）

施設分類	施設区分	施設等名称	要因別排出量 (t-CO <sub>2</sub> )													計	
			エネルギー使用						エネルギー使用以外								
			電気	LPG	ガソリン	軽油	灯油	重油	一廃焼却	廃プラ焼却	汚泥焼却	汚水処理	家畜飼養	農耕	笑気ガス		公用車
庁舎	庁舎	峰山庁舎	163	3			90					2					258
		峰山総合福祉センター	60				35										95
		大宮庁舎	212	0								2					214
		網野庁舎	298	1			10	21				2					330
		丹後庁舎	93	1			6										100
		弥栄庁舎	93	0			2										95
		久美浜庁舎	60	0			3	18				1					82
		旧久美浜町役場庁舎	7														7
		消防署	75	8			4										86
		網・消防分署	16	3			3										21
		久・消防分署	14	3			3					0					20
		竹野川・分遣所	14	2			3										19
社会・文化 施設	集会所	総合営農指導拠点施設アグリパーク-大宮	34	0			13					0				47	
		久美浜公会堂	1				0									2	
	公民館	京丹後市峰山地域公民館	55	0			1	49								105	
		京丹後市丹後地域公民館	30	0			1	25								55	
		弥栄地域公民館		0			2									2	
		久美浜地域公民館	9	0			4									13	
	社会教育 施設	いさなご工房	6	0			0									6	
		マスターズビレッジ	40	0		0	8									48	
		たちばな会館	5	0												5	
		丹後自然体験学習施設	0													0	
		紅葉ヶ丘運動場	1													1	
		峰山練成道場	1													1	
		いさなごコート	1				3									4	
		大宮自然運動公園	21	0	0	0	0									22	
		大宮社会体育館	27	0			0									27	
		網野体育センター	37	0			1									38	

施設分類	施設区分	施設等名称	要因別排出量 (t-CO <sub>2</sub> )													計		
			エネルギー使用					エネルギー使用以外										
			電気	LPG	ガソリン	軽油	灯油	重油	一廃焼却	廃プラ焼却	污泥焼却	污水处理	家畜飼養	農耕	笑気ガス		公用車	
		丹後社会体育館	8														8	
		豊栄山村広場	5															5
		弥栄総合運動公園	19	0														19
		久美浜中央運動公園	7				0											7
		京丹後市網野グラウンド	1			0												1
	資料館	琴引浜鳴き砂文化館	14				1											15
		網野郷土資料館	1				1											2
		丹後古代の里資料館	29															29
	商工・観光 施設	商工施設	峰山織物センター	11	0			1										12
			丹後農村景観活用交流施設	0														
観光施設		浅茂川温泉静の里	294				523				0							817
		丹後半島森林公園	73	1	2	1	2											79
		スイス村高原休養センター						11										11
		スイス村スキー場	29	2	3	26	9											69
		弥栄あしぎぬ温泉	281	0			340											621
		弥栄あしぎぬ温泉いこいの家	0	0														0
		山内陶芸作業棟	2	0														2
		久美浜豪商「稲葉本家」	14	1			1				0							15
農林水交流 施設		峰山林業総合センター	6	0			1											7
		網野山村体験交流センター	29	8							0							37
保健・医療・ 福祉施設		保健・福祉 施設	大宮保健センター		0													0
	網野保健センター		5	0													6	
	網野高齢者すこやかセンター		14	0				48			0						62	
	網野社会参加交流ハウス		3							0							3	
	浜詰ふれあいセンター			1						0							1	
	網野栄養支援センター		30							0							30	
	網野健康福祉センター		135							1							136	
	丹後保健センター		1	0			1										2	
	弥栄保健福祉センター		41	3														44
	久美浜保健センター		28	0				11			0						39	
	久美浜町佐濃デイサービスセンター	48	9				47			0						104		
保育所	峰山保育所	8	4			13				2						26		

資料編

施設分類	施設区分	施設等名称	要因別排出量 (t-CO <sub>2</sub> )													計		
			エネルギー使用						エネルギー使用以外									
			電気	LPG	ガソリン	軽油	灯油	重油	一廃焼却	廃プラ焼却	污泥焼却	污水处理	家畜飼養	農耕	笑気ガス		公用車	
		吉原保育所	4	3			5											12
		五箇保育所	10	5			5					1						21
		長岡保育所	5	3			5						0					13
		新山保育所	4	4			6					1						15
		丹波保育所	4	4			3											11
		口大野保育所	7	5			7					1						20
		大宮南保育所	42	50			1											93
		河辺保育所	5	5			9											18
		善王寺保育所	4	4			6					2						15
		網野保育所	8	3			4					2						17
		網野みなみ保育所	22	10			5					3						40
		浅茂川保育所	8	2			4					1						14
		島津保育所	8	2			7					2						19
		たちばな保育所	13	3			5					2						23
		間人保育所	6	2			7											15
		豊栄保育所	5	2			4											12
		下宇川保育所	6	1			4											11
		上宇川保育所	5	1			5											11
		和田野保育所	2	1			2											4
		和田野保育所野間分園	3				2					0						5
		鳥取保育所	5	2			3											10
		黒部保育所	3	2			3											8
		溝谷保育所	5	4			6											15
		吉野保育所	3	1			2											6
		久美浜保育所	9	2			8					2						21
		こうりゅう保育所	31	5			0					2						39
		湊保育所	3	1			4											8
		神野保育所	3	2			4											8
		田村保育所	4	1			4											9
病院・診療所		国民健康保険直営五十河診療所	2	0			1					0						3
		国民健康保険直営大宮診療所	5	0			0											5
		国民健康保険直営間人診療所	28	0			2											30

施設分類	施設区分	施設等名称	要因別排出量 (t-CO <sub>2</sub> )												計		
			エネルギー使用					エネルギー使用以外									
			電気	LPG	ガソリン	軽油	灯油	重油	一廃焼却	廃プラ焼却	污泥焼却	污水处理	家畜飼養	農耕		笑気ガス	公用車
		国民健康保険直営野間診療所	2	0			1					0					3
		国民健康保険直営佐濃診療所	2	0			0					0					2
		弥栄病院	934	80			260	205				7			65		1,552
		久美浜病院	577	30				573							9		1,190
教育施設	学校・幼稚園	峰山小学校	31	15			17					4		2			69
		吉原小学校	35	12			12					3	0				63
		五箇小学校	29	12			13					2	0	0			56
		新山小学校	37	12			9					3	0	1			62
		丹波小学校	26	11			8					2					47
		長岡小学校	25	10			10					1	0				47
		大宮第一小学校	91	24			21					11	0	1			148
		大宮第二小学校	29	9			13					2	0				53
		大宮第三小学校	25	8			13					1	0	2			50
		網野北小学校	48	0			17					5					71
		網野南小学校	52	0			19					5		0			76
		島津小学校	18	0			8					2	0				28
		三津小学校	18	0			8					1	0				27
		郷小学校	19	0			8					1	0				29
		橘小学校	20	0			10					4					34
		間人小学校	36	5			8					2	0				52
		豊栄小学校	25	3			10					2					40
		竹野小学校	14	3			8					1					26
		宇川小学校	24	5			10					2	0	0			41
		吉野小学校	20	4			12					2	0	13			51
		溝谷小学校	15	6			8					1	0				31
		鳥取小学校	26	6			17					2					51
		黒部小学校	17	8			11					2					37
		野間小学校	9	2			7					0	0	38			56
		久美浜小学校	30	9			19					4					62
		川上小学校	19	6			10					1	0				37
海部小学校	22	4			14					1		0			40		
佐濃小学校	30	8			15					2					56		

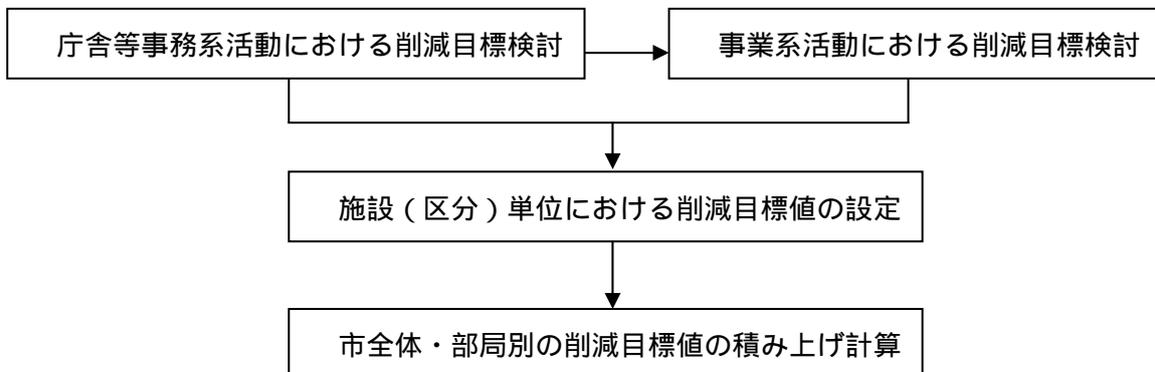
資料編

施設分類	施設区分	施設等名称	要因別排出量 (t-CO <sub>2</sub> )													計		
			エネルギー使用					エネルギー使用以外										
			電気	LPG	ガソリン	軽油	灯油	重油	一廃焼却	廃プラ焼却	污泥焼却	污水处理	家畜飼養	農耕	笑気ガス		公用車	
		田村小学校	17	6			12					1						36
		神野小学校	19	7			11					2						38
		湊小学校	18	4			5					1						28
		峰山中学校	74	25			25					8						132
		大宮中学校	51	19			21					7						99
		網野中学校	60	0			29					8						97
		橘中学校	33	0			11					2						45
		間人中学校	29	5			18					3						55
		宇川中学校	20	2			11					1						35
		弥栄中学校	30	6			21					3						61
		久美浜中学校	46	10			19					4						79
		高龍中学校	38	9			19					3						69
		峰山幼稚園	5	3			3					1	0					13
		網野幼稚園	2	0			3					2						7
		網野学校給食センター	36	8			95					0						140
衛生施設	衛生施設	鳥取車庫 (リサイクルセンター)	0				0											0
		峰山クリーンセンター	1,630	0		11	285		286	6,315								8,527
		峰山最終処分場 (第2期分)	57	0								0						57
		大宮最終処分場	19		0	8	0											28
		網野最終処分場	232	0		14												246
		網野最終処分場湧水処理施設	4															4
		久美浜最終処分場	33									0						33
		網野衛生センター	387	1			1	247			12	446						1,095
		竹野川衛生センター	769	0			0	633			362	839						2,604
		久美浜衛生センター	133	0				16				296						445
		網野火葬場	0				20											20
		久美浜火葬場	2	1			23											26
		竹野川斎場	2	0			63											65
		堀川浄化施設	11															11
上下水施設	上下水施設	水道事業	1,393	0			2											1,395
		簡易水道事業	1,269															1,269
		公共下水道	471	2								69						541

施設分類	施設区分	施設等名称	要因別排出量 (t-CO <sub>2</sub> )													計	
			エネルギー使用					エネルギー使用以外									
			電気	LPG	ガソリン	軽油	灯油	重油	一廃焼却	廃プラ焼却	污泥焼却	污水处理	家畜飼養	農耕	笑気ガス		公用車
		集落排水事業	396									42					438
その他	防犯灯	防犯・交通安全灯	63														63
		交通施設	千歳駐車場	0													
	杉ノ木駐車場		1														1
	上近江駐車場		1														1
	峰山小学校前駐車場		0														0
	峰山駅前駐車場		0														0
	峰山駅前駐輪場		1														1
	峰山駅		27														27
	丹後大宮駅		10				2					0					12
	網野駅		40				3					0					43
	木津温泉駅		7									0					7
	久美浜駅		15	0			4					0					19
	丹後神野駅		6				1										7
	公園	離湖公園	10				0										10
小町公園		4		0	0	0										4	
公用車	公用車															699	
		合計	12,555	583	5	61	2,518	1,903	286	6,315	374	1,847	1	57	74	699	27,278

## 資料3 計画目標値の考え方

## (1) 検討の流れ



## (2) 目標検討

## 事務系活動における削減目標検討

取組項目	具体的内容	削減量	削減率 (H16年度比)
電気使用量の削減	昼休み1時間消灯の徹底	28,122 kWh	7.7%
	残業時の部分消灯の徹底	28,122 kWh	
	ノー残業デーの定時退庁	11,908 kWh	
	パソコンの省電力モードの使用	53,835 kWh	
	冷暖房温度の適正化	78,048 kWh	
燃料使用量の削減	家庭用機器での灯油の使用抑制	4,472 ㍓	7.7%
	家庭用機器でのLPGの使用抑制	69 m <sup>3</sup>	7.7%
	ボイラー等での重油の使用抑制	1,193 ㍓	8.5%
公用車使用の適正化	エコドライブによる燃費向上	12,674 ㍓	4.6%

## 事業系活動における削減目標検討

取組項目	施設区分	削減率 (H16年度比)
電気使用量の削減	庁舎(消防)	3.0%
	集会所、公民館、社会教育施設、図書館、資料館	5.0%
	農林水交流施設、商工施設、観光施設	5.0%
	病院・診療所	3.0%
	学校・幼稚園	5.0%

取組項目	施設区分	削減率 (H16年度比)
	衛生施設	9.1%
	上下水施設(水道施設)	5.0%
	消防・防災施設、防犯灯、交通施設、公園	5.0%
燃料使用量の削減		
LPG(家庭用)	庁舎(消防)	3.0%
	ほか該当施設	7.7%
LPG(事業用)	病院・診療所	8.5%
重油類	該当施設	8.5%
灯油(事業用)	衛生施設	22.0%
	ほか該当施設	8.5%
軽油(場内用)	衛生施設	11.1%
	ほか該当施設	8.5%

電気使用量の削減における衛生施設は、污水处理分(し尿処理分)を除く

(污水处理を含む場合)

取組項目	施設区分	削減率 (H16年度比)
電気使用量の削減	衛生施設	13.1%
	上下水施設(公共下水道・集落排水施設)	-106.5%
燃料使用量の削減		
LPG(事業用)	衛生施設	5.4%
重油類	衛生施設	-8.1%
下水污泥焼却量の削減	終末処理場	-78.5%

市全体・部局別の削減目標値の設定

### 積み上げ結果1(温室効果ガス別の削減目標)

温室効果ガス	温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )		削減率
	平成16年度	平成22年度	
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	21,547 (24,604)	19,626 (23,430)	8.9% (4.8%)
メタン(CH <sub>4</sub> )	95 (185)	95 (222)	0.1% (-20.3%)
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	509 (2,485)	484 (2,518)	4.9% (-1.4%)
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	5 (5)	5 (5)	0.0% (0.0%)

表中下段の( )書きは、污水处理も含めた場合の値

## 積み上げ結果 2 (施設区別の削減目標)

施設区分	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		削減率
	平成 16 年度	平成 22 年度	
庁舎	1,329	1,234	7.1%
社会・文化施設	462	438	5.2%
商工・観光施設	1,670	1,555	6.9%
保健・医療・福祉施設	3,749	3,551	5.3%
教育施設	2,372	2,278	3.9%
衛生施設	9,017	7,769	13.8%
	(13,160)	(11,659)	(11.4%)
上下水施設	2,664	2,531	5.0%
	(3,643)	(4,606)	(- 26.4%)
その他	195	186	4.7%
公用車	699	668	4.5%

表中下段の ( ) 書きは、汚水処理も含めた場合の値

## 積み上げ結果 3 (部局別の削減目標)

部局	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		削減目標
	基準値 (平成 16 年度)	目標値 (平成 22 年度)	
総務部	258	239	7.6%
生活環境部	9,186	7,930	13.7%
	(13,330)	(11,820)	(11.3%)
保健福祉部	536	508	5.4%
医療事業部	43	42	2.7%
農林部	54	52	3.7%
商工観光水産部	12	12	4.6%
建設部	10	10	4.9%
上下水道部	2,664	2,531	5.0%
	(3,643)	(4,606)	(- 26.4%)
峰山市民局	95	88	7.7%
大宮市民局	218	201	7.5%
網野市民局	1,422	1,322	7.0%
丹後市民局	103	95	7.6%
弥栄市民局	919	858	6.6%
久美浜市民局	262	244	6.8%
教育委員会事務局	2,785	2,669	4.2%
弥栄病院事務局	1,552	1,477	4.8%
久美浜病院事務局	1,190	1,122	5.7%
消防本部	147	143	2.7%
公用車	699	668	4.5%

表中下段の ( ) 書きは、汚水処理も含めた場合の値

## 資料4 グリーン購入の際に参考となる環境ラベル

## 環境ラベルの例

<p>エコマーク</p> 	<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。</p>
<p>国際エネルギー スタープログラム</p> 	<p>パソコンなどのオフィス機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。米国、日本等が協力して実施している国際的な制度です。</p>
<p>省エネラベル</p> 	<p>省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。 表示方法等について JIS 規格が制定されています。</p>
<p>自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領</p> 	<p>自動車の燃費性能を示すマークで、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上回る燃費性能を有するものに表示します。</p>
<p>再生紙使用マーク</p> 	<p>古紙配合率を示す自主的なマークです。 古紙配合率100%再生紙を使用していることを表しています。</p>

<p>グリーンマーク</p> 	<p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。</p>
<p>低排出ガス車認定 (平成12年基準)</p> 	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すマークで、低減レベルにより、超、優、良の3段階があります。環境省が定めた指針に合わせて国土交通省が運営している制度です。</p>
<p>低排出ガス車認定 (平成17年基準)</p> 	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です。</p>
<p>FSC 認証制度 (森林認証制度)</p> 	<p>適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」の2種類の認証制度です。</p>
<p>PCグリーンラベル</p> 	<p>環境にやさしいパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンメーカーの団体である(社)電子情報技術産業協会(JEITA)が2001年9月に定めたパソコンの環境ラベル制度です。環境に十分配慮したパソコンの設計・製造や情報公開などに関する基準を「PCグリーンラベル基準項目」として定めており、パソコンの3Rを推進しています。</p>

出典) 環境省

---

---

## 京丹後市地球温暖化対策実行計画

- 平成18年3月 -

発行 京丹後市  
編集 京丹後市地球温暖化対策推進本部 庶務（環境推進課）  
〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野226番地  
TEL：0772-69-0230 FAX：0772-64-5660